熱中症に注意!!

予防のためにこまめな水分、塩分の補給を心がけ、休憩も十分に取りましょう。

建設長崎

7 July No.685
2022年7月15日
1部20円 組合員の購読料は組合費に含みます
印刷●㈱昭和堂 TEL095-821-1234
発行●長崎県建設産業労働組合 〒852-8021 長崎市城山町17番58号 TEL095-862-7121 FAX095-862-5281 http//www.kensetunagasaki.org/ 発行責任者●若杉孝雄 編集人●古井宏樹

本部青年部大会

～書面会議で承認～

本部青年部では、本部青年部大会を一昨年、昨年同様「書面表決形式」で開催しました。本来、県下各支部から青年部員が集い、この一年間の青年部活動の総括と新たな一年の活動方針を決定していたところですが、新型コロナウイルス感染症の感染防止の為、書面会議という形式での開催となりました。

議案として、【第一号議案】令和四年度青年部活動方針（案）においては、コロナウイルス感染症の状況に応じながら、対面やWeb会議等を用い有意義な幹事会の開催と、各支部青年部の確立と拡大について。【第二号議案】令和四年度青年部役員（案）では、本部青年部スタッフとして、部長に方山さん、副部長に副島さん、事務局長に瀬尾さんを選出。また幹事には各支部から二名が選出されることが提案されています。

決議については、本部青年部役員と各支部事務所に総会資料を配布し、七月六日㈬を締切として書面表決書二十枚を回収。表決の結果、令和四年度活動方針、並びに令和四年度役員、全ての議案につきまして承認をいただきました。

現在も県内では、コロナウイルスの感染者数は減少しきっていませんが、ワクチン接種の浸透や各種制限等が解除され、少しずつではありますがコロナ禍前の日常に戻りつつあります。本部青年部、各支部青年部ともに活発な活動ができなかった一年となりましたが、今後のコロナウイルスの状況に対応しながら、本部青年部・支部青年部の活性化に向け活動を推進していただきますよう、宜しくお願いいたします。

令和四年度（敬称略）
《本部青年部役員》

部長　方山栄治（大浦支部）
副部長　副島具巳（大村支部）
事務局長　瀬尾友謙（佐保中央支部）
事務局次長　松浦優紀（専従）

「青年部活動に積極的な参加を」

▲主婦会総会初のリモートで開催（組合本部会館）

本部主婦会総会

～前向きにできる事から始めよう～

七月五日㈫午後二時から、本部主婦会総会が開催されました。

組合組織部の運動の一環で、組合員であるご主人と共に、主婦の立場で組合運動のよき理解者として、組織拡大や平和活動を始めとした各種運動に参加しています。しかし、ここ数年は「コロナ禍」の影響を受け、組合自体の活動が縮小している中で、主婦会活動の幅も狭められています。また、主婦会への新しい参加者も見いだせない状況もありました。

「前向きに前進しできる事から始めよう」を共通の認識とし、理事会などは、ウェブを利用したリモートで会議を行うようになりました。本総会も、本部と十五支部の事務所を結んでリモート形式で初めての総会となりました。

山形副会長の開催あいさつの後、大会議長を選出し、馬場主婦会長、田上執行委員長より挨拶をいただきました。

議事として、令和三年度の活動の報告、令和四年度の活動方針（案）の提案、最後に令和四年度の新役員が決定されました。長年支部の代表として本部役員を務めていただいた方を感謝の拍手で労い、新役員を代表して馬場主婦会長の挨拶と団結ガンバロウを行い、最後に久保田副会長の閉会の挨拶で終了となりました。お互い直接会えないのが寂しくもあり、一日も早いコロナの収束を願い、決定事項に前向きに取り組むことを誓い合い総会を終了しました。

令和四年度（敬称略）
《本部主婦会役員》

会長　馬場ヒロ子（中央支部）
副会長　山形マス子（浦上西支部）
副会長　金子嘉子（佐保中央支部）
副会長　久保田由美子（島原支部）
事務局長　井関一幸（専従）
事務局次長　馬場久恵（専従）

長建国保からのお知らせ（重要）

健康保険証の更新

新しい保険証を郵送しています！
長建国保からの封筒を必ずご確認下さい！

組合員皆様方にはご周知のとおり、昨年三月の被保険者証更新より、長建国保発行の被保険者証の有効期限は**七月三十一日**となりました。今年度は有効期限が変更となってから初めての更新となります。毎年必要な手続きの時期変更により戸惑う部分もあるかとは思いますが、再度ご確認いただきますようお願い致します。

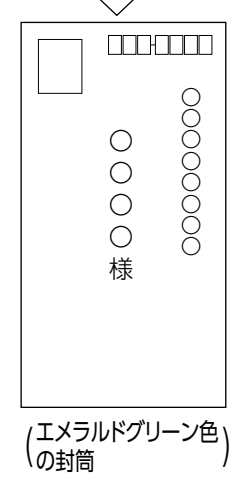

（エメラルドグリーン色の封筒）

【郵送更新】
自宅のポストをご確認ください

新しい有効期限（令和五年七月三十一日迄）の保険証は七月四日㈪より随時発送しており、もう既に皆様のお手元に届いている予定です。まだご確認できていない方はご自宅のポストを再度ご確認いただきますようお願い致します。特定記録にて記録を残し郵送しておりますので、ご自宅のポストに見当たらない方は所属支部、もしくは長建国保までお問合せ下さい。

常備薬を各支部にてご用意しております！

今年度も組合員の皆様に常備薬をご用意しております。家族の異動や変更手続き等で支部事務所へお立ち寄りの際は忘れずお受け取りいただくようお願い致します。

9月の再振替日変更のお知らせ

毎月27日に各口座より組合費・共済費の再振替を行っておりますが、9月については再振替日が下記に変更となります。

○対象銀行

●十八親和銀行　●ゆうちょ銀行
●農林中央金庫　●長崎銀行
●九州労働金庫　●西日本シティ銀行
●たちばな信用金庫

○再振替日

9月27日⇓9月28日

標準見積書の作成で

適正な賃金と法定福利費・工期を確保しよう

「標準見積書」作成で、法定福利費を明示 適正な請負代金・工期確保を実現しよう

① 見積書作成が求められています　建設業法 20 条（建設工事の見積り等）

「建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない」と定めています。さらに、「建設業者は、建設工事の注文者から請求があったときは、請負契約が成立するまでの間に、建設工事の見積書を交付しなければならない」としています。

② 対等な立場での契約はあたりまえ　建設業法 18 条（建設工事の請負契約の原則）

「建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意にもとづいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない」と定め、建設工事の請負契約の原則を示しています。

③ 工事着工前の書面契約が大前提　建設業法 19 条（建設工事の請負契約の内容）

「契約の締結に際して金額・内容・工期等を書面に記載し、署名または記名押印して相互に交付しなければならない」としています。また、請負契約の内容を変更する時（追加・変更工事）は、変更内容を書面に記載し、追加・変更工事の着工前に、署名又は記名押印をして相互に交付する必要があります。

④ 原価割れは建設業法違反です　建設業法 19 条の３（不当に低い請負代金の禁止）

「注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない」と規定し、注文者（施主、元請、上位企業）が請負人（下請）に対して、不当に低い請負代金を強いることを禁止しています。

※特に元請下請契約における公正取引の根拠になる条文・規定です。
※法定福利費・安全経費等の「必要経費」は、「通常必要と認められる原価」です。

⑤ 適正な工期確保で余裕ある働き方を　建設業法 19 条の５（著しく短い工期の禁止）

「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない」と規定し、工期についても著しく短い工期での請負契約を禁止し、適正工期の確保を求めています。
「著しく短い期間工期の基準」について国交省は、「原則月45時間、年360時間を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、例え、元請負人と下請負人との間で合意している場合であっても、『著しく短い工期』であると判断される※」としています。
※国交省中央建設業審議会「工期に関する基準」

法定福利費の計算は３つのステップで

ステップ❶ 法定福利費の把握を

※健保適用除外承認を受け、厚生年金に加入している事業所で、建設国保の保険料の一部を事業主が負担している場合も同様に集計します。ただし、国保料の事業主負担額は税法上、給与賃金として扱われます。

使用する現場労働者・従業員の法定福利費を個人レベルで把握することから始めます。賃金台帳等から、一人ひとりの雇用、医療、年金の各保険料の本人と事業所負担額（日額）を表にします。ここから事業所負担額を集計しますが、雇用保険＋協会けんぽ＋厚生年金の組み合わせなら、賃金（労務費）の約16％が事業主負担額の目安です。

ステップ❷ 工数（労務費）を割り出す

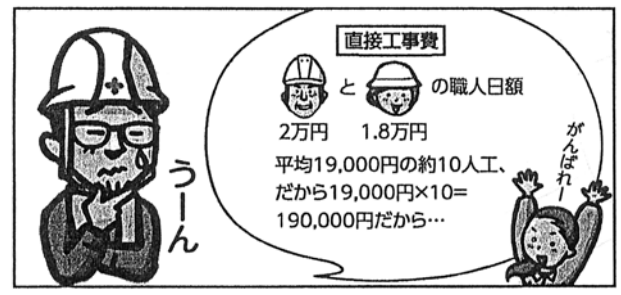

※全建総連には様々な業種の組合員が加入しているため、工数から法定福利費を積み上げる方式としています。専門工事業団体のなかには、標準歩掛を決め、工事の数量あたりの法定福利費を求める方式もあります。

直接工事に携わる現場労働者の工数に、法定福利費の単価を掛けます。労務費の合計×法定福利費率（16％）でも構いません。現場管理者（監督）を置く場合も同様に計算します。現場労働者と現場管理者の法定福利費は現場管理費に計上します。

ステップ❸ 他の経費も含める

工事に直接携わらない、社長（役員）や事務職員の給与や法定福利費は、その他の会社経費と同様に一般管理費に計上します。計算手順は同様です。計算した自社の法定福利費に、下請の法定福利費を加えて、見積書に「法定福利費」として明記します。経費の把握は会社の決算や所得とりまとめ帳等から、家賃、光熱費など年間の経費を集計し、売り上げで案分して一般管理費を算出します。労災保険料や建退共は現場管理費として計上します。

見積書の書式を確認しよう！ 「法定福利費」と「工期」を必ず明示 「感覚」ではなく「正確」な見積りを！

組合員の多くは材・工共で直接工事費だけの見積書を作成しており、現場管理費や一般管理費に相当する部分を見積書に明記していないのが常態です。

見積時から適正な法定福利費・労務費と工期を確保するには、自社・下請を含めて労働者の賃金・社会保険の状況を「賃金台帳」によって把握し、直接工事費、現場管理費や一般管理費に含まれる賃金から法定福利費を正しく積算し、根拠を発注者に示すことが必要です。

工事発注者（施主）、元請・上位企業に提出する標準見積書の構成と書式は、様式１による「見積書」と様式２による「見積内訳書」とし、下請企業にも同様の標準見積書の提出を依頼します。

例１ 見積書（様式１）

御見積書

○○株式会社御中

見積日　年　月　日
見積番号

工事件名
工事場所
見積金額　円（税抜金額）

上記のうち法定福利費
事業所負担額　円　← 法定福利費は別枠で明示

消費税等　円
税込金額　円

当該工期　自　年　月　日
至　年　月　日
工事をしない日　曜日
工事をしない時間帯　時～　時
支払条件
見積有効期限　年　月　日
その他

← 工期・工程関係も明示

上記のとおり御見積申し上げます。

〒169-0000 東京都新宿区●●●●2-7-15
株式会社　●●●●建設
代表取締役　●●●●
連絡先　TEL03-9999-9999　FAX03-9999-0000
担当●●●●

例２ 見積書（様式２）

見積内訳書

工事件名

構成	工種等	金額（円）	備考
直接工事費	材料費	○○○○	
	○○○○工	○○○○	
	○○○○工	○○○○	
	○○○○工	○○○○	
	計	○○○○○	うち労務費見込額○○円
間接工事費	共通仮設費	○○○○	
	現場管理費	○○○○	← 法定福利費・労務費は別枠で明示
	計	○○○○	
一般管理費等		○○○○	
	合計	○○○○○	うち法定福利費見込額○○円※
（消費税相当額）		○○○○	
	総計	○○○○○	

※社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）の事業主負担見込額、健保適用除外となる者に係る建設国保保険料を事業主負担している場合はその見込額の合計額。

インボイス制度　登録申請のスケジュール

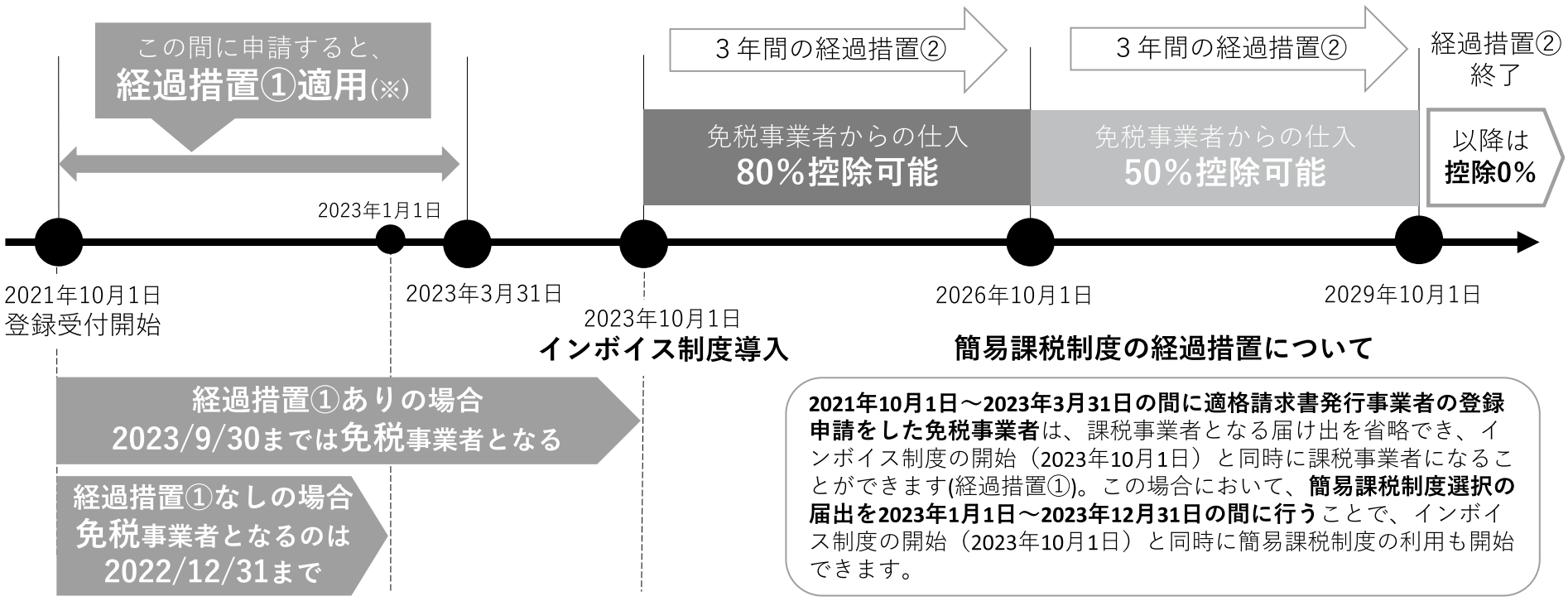

簡易課税制度の経過措置について

2021年10月1日～2023年3月31日の間に適格請求書発行事業者の登録申請をした免税事業者は、課税事業者となる届け出を省略でき、インボイス制度の開始（2023年10月1日）と同時に課税事業者になることができます(経過措置①)。この場合において、**簡易課税制度選択の届出を2023年1月1日～2023年12月31日の間に行う**ことで、インボイス制度の開始（2023年10月1日）と同時に簡易課税制度の利用も開始できます。

※通常、免税・課税の切替は事業年度単位のため、2023年１月１日から課税事業者となりますが、経過措置適用期間中に申請を行うと、2023年10月１日から課税事業者へ切替が可能。
なお、経過措置②を受けるには、帳簿に「経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨」の記載及び保存が必要となります。

○適格請求書保存方式（インボイス制度）のポイント

①適格請求書を発行するためには登録を受ける必要があります。
②登録を受けるためには課税事業者になる必要があります。
③適格請求書がなければ､仕入税額控除が受けられません｡(経過措置あり)
④適格請求書の要件を満たす必要があります｡(現行の請求書に項目追加)
⑤適格請求書の発行側は控えを７年間保存する義務が生じます。
（受領側も７年間の保存義務が生じます）

適格請求書とは､「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

国税局・税務署主催説明会の開催

説明会

国税局・税務署主催によるインボイス制度についての説明会を開催しています。日時等は、インボイス制度特設サイトの「説明会」ページをご覧ください。

国税庁ホームページインボイス制度特設サイト

特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や、国税庁が行っているオンライン説明会の模様、申請手続に関することや Q&A などを掲載しています。

軽減・インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、以下で受け付けています。
【専用ダイヤル】0120-205-553　【受付時間】９：00～17：00（土日祝除く）

○適格請求書のイメージ

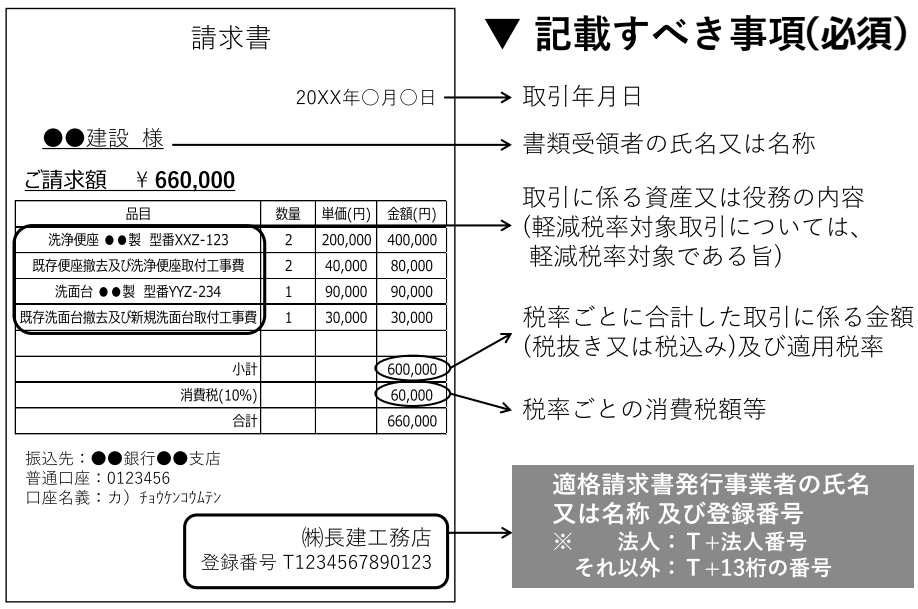

▼ 記載すべき事項(必須)

- 取引年月日
- 書類受領者の氏名又は名称
- 取引に係る資産又は役務の内容
  (軽減税率対象取引については、
  軽減税率対象である旨)
- 税率ごとに合計した取引に係る金額
  (税抜き又は税込み)及び適用税率
- 税率ごとの消費税額等
- **適格請求書発行事業者の氏名又は名称 及び登録番号**
  ※　法人：T+法人番号
  それ以外：T+13桁の番号

浦上西支部、三重・畝刈分会合同釣り大会

二年ぶりの釣り大会　釣果は良好

心配していた雨予報が夜にずれ込み、なんとか釣り日和に恵まれた五月二十九日(日)､両分会合わせて十一名参加で二年ぶりの合同釣り大会を開催しました。出港に先立ち佐藤支部長より､「コロナ禍で思う様な活動ができず、ご迷惑をおかけしていますが、安全第一に沢山釣ってきてください」とあいさつを頂き、早速、三隻に分かれて朝七時に三重漁港を出港。コロナ禍ということで、皆さんマスクを着用して感染対策に気を使いながら、大漁を目指して昼近くまで釣りを楽しみました。釣果につきましては、アラカブやベラを中心に皆さんクーラーボックス一杯釣り上げました。帰港後は、三重漁協の前に集合し、お互いの釣果を報告し合った後、釣った魚を手土産に笑顔で解散しました。

作業主任者技能講習のご案内

①　足場の組立て等作業主任者講習会

地区	日　　程	会　　場	受　講　料
長崎地区	令和４年９月17日(土)～18日(日) 午前９時00分～午後５時00分 （受付開始：午前８時30分より）	建設長崎本部 （長崎市城山町17-58）	8,000円 （組合員には2,000円の助成あり）

【受験資格】満21歳以上で、足場作業に３年以上従事した経験を有する者
足場作業の実務経験の要件は『３年以上』となっていますが、今後は『足場の組立て等特別教育を受講後３年以上』になってくることが予想されます。特別教育を受講されていない方は早いうちに受講いただきますようお願いいたします。

②　木造建築物の組立て等作業主任者講習会

地区	日　　程	会　　場	受　講　料
長崎地区	令和４年11月12日(土)～13日(日) 午前９時00 分～午後５時00分 （受付開始：午前８時30 分より）	建設長崎本部 （長崎市城山町17-58）	8,000円 （組合員には2,000円の助成あり）

【受験資格】満21歳以上で、木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根若しくは外壁下地の取り付け作業に３年以上従事した経験を有する者
【定　　員】36名（なお､受講者が15名未満の場合は中止する場合があります）
【受付方法】支部にて随時受付。①受講申請書（実務経験欄の証明が必要）
②運転免許証など本人確認ができる証明書の写
③受講料を持参し、各支部事務所に提出。学院発行の作業主任者手帳を所持している場合は、提出をお願いします。
※写真は講習会当日に撮影します。

※注意！『個人事業主や一人親方の実務経験の証明について』
個人事業主や一人親方層の実務経験の証明については、自己証明の場合第三者の証明が２名分必要になります。

☞講習会はコロナウイルス感染拡大防止対策を講じながら実施します。今後の感染状況を注視しながら、国・自治体の対処方針に従い対応（開催の有無）していきます。

【問い合わせ先】長崎労働局登録教習機関
長崎県建設技術専門学院本部（TEL095-861-9261）
登録No.025-１(足場)、No.025-３(木建)－有効2024年12月－

所得調査へのご協力をお願いします

厚生労働省、国保組合の所得調査を実施

『組合員一千世帯』が対象

今年度は、厚生労働省により定期的に行われている全国の国保組合を対象とした所得調査（市町村民税の課税標準額調査）が実施される年にあたります。

この調査は、国保組合に加入する組合員世帯の被保険者全員の所得額（市町村民税が課税される基礎額）を調査することにより、全国平均及び各国保組合の調査結果等を勘案し、どの程度の所得層の被保険者が加入しているかで国保組合の財政能力指数を判定し、補助金の補助率を決定（ランク付け）するために実施されます。

従いまして、この所得調査の結果次第では国からの補助金の補助率の見直しが行われ、現行補助率が引き下げられますと、財政運営にも大きく影響する極めて重要な調査です。

調査対象は、各都道府県が政令で定めた抽出方法で抽出した組合員世帯『一千世帯』が対象となり、マイナンバー（個人番号）を利用した情報連携（行政機関と医療保険者との相互利用）により実施されることから、組合員世帯の皆様にはこの調査に伴うお手続きは不要となりますが、情報連携において必要な情報等が取得できない場合は、所定の調査票、及び課税所得証明書、又は課税所得証明書交付申請に係る委任状を組合にご提出いただくようお願いする場合もございます。

調査対象となりました組合員世帯の皆様には、別途調査実施のご案内をさせていただく予定ですので、ご周知のほどよろしくお願いいたします。

長建国保では、国民健康保険法をはじめ関係法令等に基づき健全運営に努め、保健者機能と責務を果たしている国保組合として、今回の所得調査に対しても完全集約に向けて取り組んでまいります。組合員並びにご家族の皆様の特段のご理解並びにご協力をよろしくお願い申し上げます。

被保険者の異動手続きはお済みですか？

～ご家族の就職、退職、結婚、出産など～

保険証の有効期限が変わり、今年度から保険証の更新時期も七月になりましたが、保険証の更新時期は毎年多くの住所、氏名などの変更手続きをお願いしております。また、変更手続きに限らず、就職等で異動があったご家族の手続きを行っておらず、更新時に発覚するケースも見受けられます。更新時に関わらず、家族の就職や、住所や氏名が変わったなど、組合員の世帯に異動があったときは十四日以内に届け出が必要です。

資格の取得、喪失の届け出が遅れてしまいますと、扶養家族の保険料を遡って支払っていただいたり、保険料の返還が受けられない場合がございます。また、各手続をしないまま長期間放置しますと、療養費申請（医療費の払い戻し）ができない場合もございますので、お届け忘れが無いようご家族様におかれてはご確認いただき、該当される場合は速やかに組合へお届けくださるようお願いします。

こんなときは手続きが必要です！

○家族が市町村国保から長建国保へ加入するとき
○家族が会社（社会保険）を退職し、長建国保へ加入するとき
○出産したとき
○長建国保を脱退するとき
○就職等で健康保険に加入したとき
○市町村国保に加入するとき
○被保険者が死亡したとき
○修学や介護等施設入所以外の理由で組合員世帯から転出したとき
○住所、氏名が変わったとき
○被保険者証を紛失、破損したとき
○修学のため自宅を離れる場合
○介護、福祉施設等に長期入所（入園）する場合
○組合員が法人として事業を行うようになったとき
○保険料の賦課区分に変更が生じたとき
○40～65歳未満（介護第２号被保険者）で国が定める介護適用除外施設に入所するとき

※お手続きによっては提出していただく書類がございますので、ご不明な点は所属支部、または長建国保までお問合せ下さい。

長崎県建設事業国民健康保険組合指定温泉一覧表

※令和４年７月１日より「ゆりの温泉」の規定料金が改定されておりますのでご注意下さい。

消費税10%	指定温泉名称	利用区分	温泉施設内場所	平日料金 / 休日料金	規定料金	割引料金（メンバーズカード割引）	補助券の額（温泉券利用）	利用者負担（自己負担）	所在地 電話番号
長崎・西彼地区	稲佐山温泉 アマンディ	大人			830円	▲30円	▲300円	500円	長崎市曙町39-38 095-862-5555
	i＋Land nagasaki （旧）やすらぎ伊王島	大人	ホテル側	平日	800円	▲100円	▲300円	400円	長崎市伊王島町１丁目3277-７ 095-898-2202
				休日	1,000円	▲100円	▲300円	600円	
			しまかぜ	平日	800円	▲100円	▲300円	400円	
				休日	1,000円	▲100円	▲300円	600円	
	喜道庵	大人			1,000円	－	▲300円	700円	西彼杵郡長与町岡郷2762-１ 095-887-4126
	道の尾温泉	大人			650円	－	▲300円	350円	西彼杵郡長与町高田郷284 095-856-2631
	ゆりの温泉 ※Ｒ4.７月より料金改正	大人			800円	▲100円	▲300円	500円	西彼杵郡長与町高田郷2289-２ 095-856-2617
県央地区	天然温泉＆ホットヨガ 諫早もとの湯	令和４年２月末をもって閉館いたしました。							
	サンスパ おおむら　ゆの華 メンバーズカード提示の有・無に関わらず規定料金750円から120円お安くなって630円になっています。	大人			750円		▲420円	300円	大村市森園町663-３ 0957-50-1126
	青雲荘	大人			700円	－	▲300円	400円	雲仙市小浜町雲仙500-１ 0957-73-3273
	小地獄温泉館	大人			460円	－	▲300円	160円	
	望洋荘 営業時間帯によって料金が異なります。 詳しくは施設までお問い合わせ下さい。	大人（高校生以上）【7:30～16:30】			550円	－	▲300円	250円	雲仙市小浜町南本町10 0957-74-3141
		大人【16:30～21:30】			330円	－	▲300円	30円	
		雲仙市にお住いの方のみ（保険証・運転免許証をご提示ください）大人（60歳以上）【7:30～21:30】			209円	差額は返金されません。		0円	
	いいもり月の丘	大人			520円	－	▲300円	220円	諫早市飯盛町平古場279番地 0957-28-4141
県北地区	国民宿舎　くじゃく荘	大人			600円	－	▲300円	300円	東彼杵郡川棚町小串郷272 0956-82-2661
	川棚大崎温泉 しおさいの湯	大人			600円	－	▲300円	300円	東彼杵郡川棚町小串郷237 0956-82-6868
	ザ・パラダイスガーデンサセボ （※１）Ｒ4.4.1　料金改正	大人			900円	－	▲300円	600円	佐世保市崎岡町853-12 0956-39-4800
	ホテルローレライ　ぱってんの湯 （※１）	大人			700円	▲140円	▲300円	260円	佐世保市南風崎町449 0956-59-3939
	はさみ温泉 湯治楼	大人		平日	700円	－	▲300円	400円	東彼杵郡波佐見町長野郷558-３ 0956-76-9008
		大人		土・日・祝	750円	－	▲300円	450円	
	鹿町温泉　やすらぎ館	大人			660円	－	▲300円	360円	佐世保市鹿町町土肥ノ浦169-２ 0956-66-2617
	平戸たびら温泉 サムソンホテル	大人			900円	－	▲300円 ▲300円 施設負担	一律 300円	平戸市田平町野田免210-６ 0950-57-1110

（※１）毎月26日「風呂の日」は規定料金が半額となり、補助券の使用は出来ません。

長建国保では脳ドック補助事業を実施しています。

●令和４年４月１日より補助金額が最大20,000円になりました。

●１．補助対象者

毎年４月１日現在で40歳以上の方

４月２日～翌年の３月31日までの期間に40歳に達した方につきましては、次年度以降の対象となります。

●２．対象検査

医療機関において実施するMRI・MRA検査（自費診療）が対象となります。

●３．検査費用

検査費用が15,000円以上である場合に限り、１回につき※15,000円～20,000円（最大）が補助となります。※自己負担金額によって補助金額が異なります。

また、補助につきましては、２年に１回限りとなります。

（例）令和４年５月受診の場合⇒令和６年４月より再度補助対象となります。

●４．補助対象人員

今年度は補助対象人員を60名とし、人員に到達次第、終了となります。

なお、申請書数によっては、所要の見直し等を行います。

●５．実施期間

令和４年４月１日受診分より

●６．申請方法

各所属事務所の窓口に脳ドック補助金申請書用紙がございますので、

領収書（原本）・印鑑・ご指定の預金通帳をご持参の上、お手続きお願いいたします。

領収書（原本）は、受診者名、日付、医療機関名、金額、但し書きに明記されているものに限ります。（レシート不可）

●７．支払方法

申請書受付月の翌月15日（土日祝日の場合は次の平日）にご指定の金融機関に送金する予定です。尚、支給決定（振込）通知は行いませんので、各自預金通帳にてご確認下さい。

●８．申請期限

補助申請の期限は、領収書発行日（受診日）より１年とします。